(様式２)

令和　　年　　月　　日

誓　　約　　書

山 形 県 知 事 　殿

住所又は所在地

氏名又は名称及び

代表者役職・氏名

やまがた就職促進奨学金返還支援事業【産業人材確保枠】の登録にあたり、下記のすべての事項について誓約します。

記

１　国税及び地方税のいずれの税目についても滞納はありません。

２　次の①から⑩のいずれにも該当しません。

①　法令に基づき、労働保険及び社会保険に加入する義務があるにもかかわらずこれらに加入していない、又は、これらに係る保険料等を滞納している者

　②　過去1年間に労働関係法令に違反した者

③　接待飲食等営業又は性風俗関連特殊営業を行う者（委託を受けて業務を行う事業主を含む）

④　宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体

⑤　役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）である者

⑥　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与している者

⑦　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等している者

⑧　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

⑨　役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

　　⑩　その他、本事業の信用を損なわせるおそれのある者

３　県が支援事業の共通の要件及び登録企業等の指定した要件を満たした助成候補者を助成対象者として、奨学金の返還支援を実施すること決定した場合、この返還支援に係る助成金の２分の１に相当する額を、県から送付される納付書により県が指定する納期限までに納付します。

４　支援事業を適用する就業者の人数（以下「採用予定枠」という。）を予め県に登録し、採用予定枠に達するまで助成候補者の雇用、就業が達成されるよう努めます。

５　県からの承認があった場合を除き、県に予め登録した採用予定枠を超えて助成候補者を雇用し又は就業させ、支援事業を適用する就業者とすることはありません。

６　助成候補者の就業促進を図るため、業界・企業情報の提供、説明会、インターンシップの受入れ等、助成候補者が業界や企業を研究する機会の創出に努めます。

７　助成候補者から各種証明書類の発行等、支援事業に係る手続きについて対応を求められた場合には、誠実かつ速やかに対応します。

８　女性をはじめとする若者が働きやすく活躍できる就業環境の整備に努めます。

９　支援事業への応募者等に関するの個人情報について、法令及び裏面の別記「個人情報取扱特記事項」の規定に従い適切に取り扱います。

(裏面)

別記

個人情報取扱特記事項

　（基本的事項）

第１　登録企業等は、個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第２　登録企業等は、支援事業に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。支援事業に関する事務が終了し、又は登録が解除された後においても同様とする。

（保有の制限）

第３　登録企業等は、個人情報を保有するときは、支援事業に関する事務の遂行のため必要な場合に限り、かつ、その利用目的を特定しなければならない。

２　登録企業等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

３　登録企業等は、県の承諾があるときを除き、利用目的を変更してはならない。

（漏えい、滅失及び毀損の防止）

第４　登録企業等は、支援事業に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第５　登録企業等は、支援事業に関して知り得た個人情報を支援事業又は登録企業等の行う人材確保のための活動以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第６　登録企業等は、県の承諾があるときを除き、支援事業に関し関して県から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（事務従事者への周知）

第７　登録企業等は、支援事業に関する事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の保護に関する法律により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

２　支援事業に関する事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

（資料等の返還等）

第８　登録企業等は、支援事業に関する事務を行うために、県から提供を受け、又は登録企業等自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、県から指示があった場合は直ちに県に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、県が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（安全管理の確認）

第９　県は、支援事業に関する事務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、登録企業等における管理体制及び実施体制や個人情報の管理について、随時調査により確認できるものとする。

（事故発生時における報告）

第10 登録企業等は、上記の各事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに県に報告し、県の指示に従うものとする。

　（違反した場合の措置）

第11　県は、登録企業等が記載事項に違反した場合は、支援事業への登録を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。